

はんぎり競漕実行委員を募集します

「はんぎり競漕（日ーリーグランブリ）」の企画、準備、実施、運営をする実行委員を募集します。

地域活性化やイベント運営に関心があり、積極的に活動できる意欲のある人、大歓迎。ぜひ応募してください。

※応募資格など詳細は、町ホームページ（次のQRコード）で確認してください。



- ▼募集人数 5人程度
- ▼任期 2年間（委嘱日から令和9年3月31日まで）
- ▼報酬など なし
- ▼応募方法 町ホームページの応募フォームから応募する。
- ▼締め切り 4月13日（日）
- ▼選考方法 応募データと面接で審査します。可否は、応募者全員にメールでお知らせします。
- ▼今後のスケジュール（予定）
 - 4月21日（月） 面接
 - 4月25日（金） 結果通知
 - 5月中旬 総会



財政課企画戦略係

985-4103

耐震工事・老朽放置建物の除却を助成します

工事を行う前に窓口で相談を

1 木造住宅耐震工事補助

木造住宅の耐震化のため、建物を補強する工事の費用を助成します。また、耐震工事の補助に必要な耐震診断（住宅の安全性を診断）や耐震設計・監理（補強箇所の設計図書を作成・工事監理）を無料でを行います。



▼対象住宅

次の全てを満たす住宅
・町内で、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅
・併用住宅の場合は、住宅以外の用途の床面積が半分以上の住宅
・2階建て以下の住宅で、延べ面積が500㎡以下のもの

※枠組壁工法、丸太組工法、特別な認定を得た工法の住宅は対象外
▼対象者 住宅の所有者が、所有者と親子関係にある人

▼受付開始日 4月10日（木）
※予算の範囲内で先着順

期 まちづくり課都市デザイン係

985-4136

2 老朽放置建物除却

建物倒壊による災害などを防止するため、次の費用を助成します。
①新立・本村の一部地区
町に寄附する土地にある建物を除却する費用（全額）
②町内全地区
倒壊する恐れがある空家を除却する費用（一部）



▼対象建物

次の全てを満たす建物
・敷地内に所有者、管理者や占有者がおらず放置されている建物
・倒壊の恐れがあり、倒壊した場合周辺に悪影響を及ぼす建物
※令和8年2月28日（土）までに工事を完了できるものに限り。

▼対象者 建物除却の権限を持つ人
▼受付開始日 4月10日（木）
※予算の範囲内で先着順

期 まちづくり課住宅係

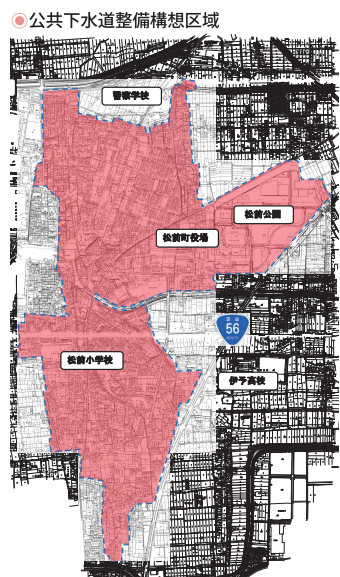
985-4122

合併処理浄化槽 設置する人に補助金を交付します

生活排水などによる公共水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換（設置替え）する人や、新規に合併処理浄化槽を設置する人に予算の範囲内で補助金を交付します。

▼対象者 次の全てを満たす人
①公共下水道整備構想区域（左図塗り込み箇所）でない地域に設置する人
②令和7年度中に浄化槽を設置し、使用を開始する人
③町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していない人
④浄化槽関係法令を遵守する人
※他にも条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

●公共下水道整備構想区域



●設置費用の補助限度額

新 築	転 換		
	5人槽	7人槽	10人槽
5人槽	16万6千円	33万2千円	54万8千円
7人槽	20万7千円	41万4千円	
10人槽	27万4千円		

▼申請期間 4月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで
▼申請方法 申請書に必要書類を添付して提出してください。申請書は、町ホームページからダウンロードできるほか、窓口にもあります。
▼補助限度額 合併処理浄化槽の設置費用の補助限度額は、次の通りです。転換に伴う宅内配管などの付帯工事も補助の対象になります。詳細はお問い合わせください。

ブロック塀の安全対策費を助成します

工事を行う前に窓口で相談を

地震による倒壊を防ぐため、避難路に面したブロック塀などの安全対策工事費用を補助します。
▼対象物 次の全てを満たすもの
・点検チェックポイントにより安全対策が必要と判断されたもの
・避難路に面するもの
・建て替える場合は、安全な構造となるもの

▼対象者 ブロック塀などがある土地の所有者など
▼受付開始日 4月10日（木）
※予算の範囲内で先着順
期 まちづくり課都市デザイン係
985-4136

土地・住宅に関する無料相談を行います

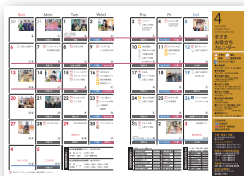
1 ハトのマークの不動産無料相談

▼主催 伊予宅建協会
▼日程 毎月10日 13時～15時
※土・日曜日、祝日の場合は翌日
▼内容 土地、建物、住まいのこと
▼場所 庁舎4階402会議室
※7月のみ庁舎4階403会議室

2 すまいの相談

▼主催 松前町建築協議会
▼日程 毎月10日 いずれも9時30分～12時、13時～15時30分
※土・日曜日、祝日の場合は翌日
▼内容 住宅の耐震工事など
▼場所 庁舎1階ロビー

【1・2共通事項】
実施日は毎月のお役立ちカレンダーで確認できます。



期 まちづくり課都市デザイン係

985-4136

接種を希望する人は医療機関にご予約を 高齢者の帯状疱疹予防接種



4月から高齢者の带状疱疹予防接種が定期接種になります。

令和7年度定期接種対象者

町に住民登録がある、

①令和8年3月31日時点で65・70・75・80・85・90・95歳、100歳以上の人

②接種日の年齢が60・64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がある人

※過去に接種を受けたことがある人は、医師に再接種が必要と認められた場合は公費助成の対象になります。

▼ワクチンの種類と接種回数

〔生ワクチン〕 1回接種

〔組換えワクチン〕 2ヵ月以上の間隔を空けて2回接種

※公費助成は、いずれか1種類です。

▼自己負担額(1回当たり)

〔生ワクチン〕 4,500円

〔組換えワクチン〕 1万6,500円

※生活保護、中国残留邦人等支援給付受給者は無料です(証明書が必要)

▼持参物 マイナナンバーカードなどの身分証明書、接種券、予診票

①の対象者には令和7年3月下旬に送付、自己負担額

健康課総務係

985-4153

令和7年度定期接種対象者

・第1期 1歳以上2歳未満

・第2期 平成31年4月2日(令和2年4月1日生)小学校入学前の1年間

※定期接種対象者以外は実費です。

※他の予防接種と2週間以上間隔を空ける必要があります。

接種を希望する人は、医療機関に予約を。次の人の接種費用は無料です。

健康課総務係

985-4153

1番有効な予防手段です 麻しん・風しんの予防接種

妊娠初期の女性が風しんに感染すると、生まれてくる子どもが難聴、心疾患、白内障などの先天性風しん症候群を発症する恐れがあります。妊娠中やその可能性がある人は予防接種ができませんので、家族みんなで予防しましょう。

接種を希望する人は、医療機関に予約を。次の人の接種費用は無料です。

健康課総務係

985-4153

4月から国民年金保険料が変わります

令和7年度の保険料は、月額1万7510円です(前年度より530円引き上げ)。

▼保険料の納付方法

4月上旬に日本年金機構から送られてくる納付書で、毎月の保険料を翌月末日までに納めます。納付場所は、金融機関やコンビニエンスストアです。ほとんどの金融機関で口座振替もできます。また、前納を利用すると保険料が割引になります。

▼学生納付特例制度の活用を

所得の少ない学生は、保険料の納付が猶予される(学生納付特例

制度)が利用できます。

利用を希望する人で、前年度に学生納付特例申請が承認され、はがき式の申請書が送付された人は、必要事項を記入して返送してください。

初めに学生納付特例を申請する人は、学生証か在学証明書(原本)、基礎年金番号通知書を持参し、町民課か年金事務所手続きをしてください。

町民課住民係

985-4106

松山西年金事務所国民年金課

925-5105

補聴器の購入費用を補助します

購入する前に申請を

▼対象者 次の全てを満たす人

・町内に住所があり、在宅で生活する65歳以上の人

・聴覚障がいによる身体障がい者手帳の交付を受けていない人

・医師の診断により、補聴器が必要と証明された人

・他の法令などの補助制度を利用して補聴器を購入していない人

・町税などの滞納がない人

補助額 購入費の2分の1(上限2万5千円)※1人1回限り

申請方法 申請書と必要書類をそろえて、提出してください。申請書は町ホームページからダウンロードできるほか、窓口にもあります。

申請先・問い合わせ 福祉課地域包括支援センター係

985-4205



筋トレ・脳活講座の参加者を募集します

①筋トレ講座

自宅で簡単に取り組める筋力トレーニング講座です。新・松前町介護予防体操「元氣!やる気!MASA筋体操」にも取り組みます。

運動不足解消、肩凝り・腰痛改善、フレイル予防に効果的です。

▼日程

5月13日、20日、6月3日、17日、7月1日、15日(いずれも火曜日)9時30分~11時30分

※6回の講座のうち、1回はオリンピアンの土佐礼子さんが講師を務めます。

②脳活トレーニング講座

はしのような形の「ラダー」を使った有酸素運動と脳の運動を組み合わせたコグニサイズラダーで、脳の機能を活性化させましょう。

▼日程

5月9日、23日、6月6日、20日、7月4日、18日(いずれも金曜日)9時30分~11時30分

▼内容

コグニサイズラダー、脳が活性化する生活と食べ方、記憶力と集中力を高める食事など

【1・2共通】

対象 町内在住の65歳以上の人の場所

参加費 無料

申し込み方法 電話申し込み

定員 各30人(先着順)

申込期限 4月30日(水)

※定員になり次第締め切ります。

申込先・問い合わせ 福祉課地域包括支援センター係

985-4205



一緒に楽しく
体を動かしましょう!

▼内容

新・松前町介護予防体操、筋トレ、肩凝り・腰痛予防体操、運動効果を高めるための栄養講話など

カメラ付きインターホンで防犯対策! 購入・設置費用を補助します

還付金詐欺などの特殊詐欺や強盗による被害を未然に防止するため、防犯性能のあるカメラ付きインターホンの購入・設置費用を補助します。

▼対象者 次の全てを満たす人

・町内に住所がある人

・世帯全員が65歳以上(令和8年3月31日時点)

・世帯全員が町税を滞納していない

補助額 購入・設置費用の2分の1以内(上限5万円)

申請方法 申請書に必要事項を記入の上、見積書などを添付して申請してください。申請書は町ホームページからダウンロードできるほか、窓口にもあります。

申請期間 4月1日(火)~9月30日(火)

申請先・問い合わせ 危機管理課危機管理係

989-5103



令和7年 春の全国交通安全運動 「てをあげて くるまにお知らせ ぼくはこ」

4月6日(日)~15日(火)は、「春の全国交通安全運動」期間です。

町は、信号機のない横断歩道で手上げ横断を行う、「大人も手を上げよう運動」を推進しています。

横断歩道を渡る時は、ドライバーに向かって手を上げて、安全に横断しましょう。

伊予警察署

982-0110

危機管理課危機管理係

989-5103



令和7年度 税金等の納期限

税 目	期 別	納 期 限	口座振替日
固定資産税	第1・全期	4月30日	4月25日
	2	7月31日	7月25日
	3	12月25日	12月25日
	4	8年3月2日	8年2月25日
軽自動車税	全期	6月2日	5月26日
	第1・全期	6月30日	6月25日
町県民税	2	9月1日	8月25日
	3	10月31日	10月27日
	4	8年2月2日	8年1月26日
	第1・全期	7月31日	7月25日
国民健康保険税	2	9月1日	8月25日
	3	9月30日	9月25日
	4	10月31日	10月27日
	5	12月1日	11月25日
後期高齢者医療保険料・介護保険料	6	12月25日	12月25日
	7	8年2月2日	8年1月26日
	8	3月2日	2月25日
	9	3月31日	3月25日

※ 口座振替の人で振替日に残高不足で引き落としできなかった場合は、納期月の翌月10日(1月と5月は15日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)にもう一度口座振替します。

※ 後期高齢者医療保険料と介護保険料の再振替は、偶数月のみ年金支給日です。

☎ 税務課管理収納係 (税のこと) ☎ 985-4109
保険課保険料係 (保険料のこと) ☎ 985-4227

▼ 税額を多く申告していた
税務署にある更正の請求書で訂正します。確定申告の更正が請求できる期間は、申告期限から5年以内です。

▼ 税額を少なく申告していた・還付を受けた税額が多かった
修正申告をしてください。税務署の調査前に修正申告をすれば、過少申告加算税はかかりません。

▼ 確定申告を忘れていた
すぐに確定申告をしましょう。税務署の調査前に申告すれば、無

申告加算税が軽減されます。
☎ 松山税務署(自動音声案内)
☎ 941-9121
税務課町民税係
☎ 985-4110

【事業主の皆さんへ】
法人税額が、修正申告や更正・決定で当初より増額になるときは、法人町民税の修正申告が必要です。すぐに修正申告書を提出してください。

☎ 税務課管理収納係
☎ 985-4109

確定申告の間違いに気付いたら…

令和7年度 水道検針・集金事務委託者
委託者と担当地区は次の通りです。

委託者名	担当地区
黒瀬 志穂	宗意原・新立
安岡 陽子	北黒田・宗意原・横田
佐藤 美佳	南黒田・北黒田
米家 絵利	北黒田
大西 小夜子	塩屋
二宮 英樹	宗意原
加藤 初恵	大間・昌農内・塩屋
小林 佳那	新立・本村・筒井
平野 さつき	上高柳・恵久美
坂本 豊	筒井
河本 重美	西古泉
山崎 直子	南黒田・北川原
戎屋 多恵子	筒井
太場 洋子	西高柳・恵久美
飯田 明子	宗意原・中川原・出作
増田 弥生	徳丸・鶴吉
田中 由紀子	宗意原・神崎・永田・東古泉・大溝
集 成 員	
戒田 京子	
阪東 利美	
西森 文子	

☎ 上下水道課業務係 ☎ 985-4126

戦没者などの遺族の皆さんへ
特別弔慰金を支給します

戦没者などの尊い犠牲に対し、国が戦没者などの遺族に特別弔慰金を支給します。

▼ 対象者
戦没者などの死亡当時の遺族で、令和7年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、次の順番による先順位者1人に支給されます。

① 令和7年4月1日までに、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

② 戦没者などの子

③ 戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※ 戦没者などの死亡当時の生計関係の有無などで順番が替わります。

④ ①～③以外の戦没者などの三親等内の親族

※ 戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

▼ 支給内容

額面27万5千円、5年償還の記名国債

▼ 請求期限

令和10年3月31日(金)

☎ 福祉課地域福祉係

☎ 985-4232

松前の防災力

危機管理課危機管理係
☎ 989-5103
FAX 985-4148

地域防災力の向上を目指して
「防災士」になりませんか



松前町公式防災
フェイスブックページ



● 防災士って？

防災士は、「自助」「共助」「協働」を基本理念として、防災の意識・知識・技能を持っていると認められた人です。普段は、行政などの公的な機関(公助)と連携して、地域の中で減災を進め、防災力向上を図っています。また、災害が起こったときには、消防・自衛隊などの公的な機関が機能を発揮するまでの間、地域や職場で、人々の生命や財産に関わる被害が少しでも軽減されるよう、被災現場で活動を行います。

▶ 資格を取得する方法

STEP 1 防災士養成講座を受講する。

STEP 2 防災士資格取得試験に合格する。

STEP 3 救命救急講習を受講する。

STEP 4 防災士認証登録申請を行う。

令和6年10月末時点で、県内の防災士は2万4,835人。東京都を93人上回り、初めて全国で最多となりました。

防災士は、私たちの地域を守る大切な存在で、資格は性別関係なく取得することができます。興味のある人は、ぜひお問い合わせください。

保険料や税の仮徴収が始まります

保険料や税を年金天引き(特別徴収)で納めている人は、本年度も引き続き年金天引きとなります。保険料(税)額決定までは、原則2月と同額を納めてもらい、10月以降の本徴収で調整します。

▼ 対象保険料・税

- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 国民健康保険税
- 町県民税

☎ 保険課保険料係(保険料のこと)

☎ 985-4227

税務課町民税係(税のこと)

☎ 985-4110

納付月	4	6	8	10	12	2
徴収区分	仮徴収 令和7年2月と同額(町県民税は公的年金に係る定額減税適用前の6年度税額の1/6相当額)			本徴収 年間保険料(税)額 - 仮徴収納付額		

二輪の小型自動車の納税証明書
郵送を廃止します

4月から、二輪の小型自動車(排気量250cc超)の納税状況が軽JNKSで確認できるようになりました。これに伴い、令和7年度から納税証明書の郵送を廃止します。

納税証明書が必要な場合は税務課の窓口で交付しますので、お問い合わせください。

※ 軽三輪、四輪の納税証明書の郵送はすでに廃止済みです。

☎ 税務課管理収納係 ☎ 985-4109